

吹田市公告第292号

道路室資産管理用公用軽自動車（バン）リース契約業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年5月21日

吹田市長 後藤 圭二

記

### 制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

道路室資産管理用公用軽自動車（バン）リース契約業務

2 納入場所

吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター

3 リース期間

令和8年10月1日から令和16年9月30日までの96か月（8年間）

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

4 業務内容

別紙仕様書のとおり

5 予定価格

事後公表とする。

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札回数

2回までとする。

8 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、「賃貸」を参

- 加希望種目とし、「自動車」を取扱品目としている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
  - (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

#### 9 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)及び参加資格結果通知先(様式2)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

#### (2) 申請書の提出

##### ア 提出期間

令和8年5月22日(金)から令和8年6月4日(木)午後5時30分まで

##### イ 提出場所

吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階

吹田市 土木部 道路室

電話 (06) 6872-6114

メールアドレス doukan-douro@city.suita.osaka.jp

##### ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>土木部契約・入札情報>令和8年度(2026年度)土木部一般競争入札>道路室資産管理用公用軽自動車(バン)リース契約業務に係る制限付一般競争入札について>からダウンロードすること。

##### エ その他

(ア) 申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 申請書等の提出はメール、持参、郵送(配達記録の残るものに限る。提出期限必着のこと。)のいずれでも可とする。メールの場合は電話で到着確認を行うこと。

#### (3) 入札資格に関する質疑及び回答

##### ア 質疑受付期間

令和8年5月22日(金)から令和8年5月27日(水)午後5時30分までとし、書面(任意様式)により持参するものとする。

##### イ 回答期日・回答方法

令和8年5月29日(金)午後5時30分までホームページに掲載する。なお、

質疑がなかった場合は、掲載しない。

(4) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年6月8日(月)午後5時30分までに、電話及びメールにて通知する。

なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を付して通知する。

(5) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格はないと認められた者は、本入札に参加することができない。

#### 10 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

##### ア 提出期限

令和8年6月9日(火)午後5時30分まで

##### イ 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階

吹田市 土木部 道路室

##### ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 上記9(1)により説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面で回答する。

##### ア 回答日時

令和8年6月10日(水)午前9時から正午まで

##### イ 回答場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階

吹田市 土木部 道路室

#### 11 現場説明会の開催

現場説明会は開催しない。

#### 12 仕様書等に関する質疑及び回答

##### (1) 質疑受付期間

令和8年5月22日(金)から令和8年6月1日(月)正午までとし、メールにより受け付ける。送信後は午後5時30分までに電話で到着確認を行うこと。

質疑書(様式3)は吹田市のホームページからダウンロードすること。

質疑送付先メールアドレス [doukan-douro@city.suita.osaka.jp](mailto:doukan-douro@city.suita.osaka.jp)

##### (2) 回答期日・回答方法

令和8年6月3日(水)午後5時30分までにホームページに掲載する。なお、質疑がなかった場合は、掲載しない。

### 13 入札日時及び入札場所

#### (1) 入札日時

令和8年6月12日(金) 午前10時

#### (2) 入札場所

吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階 第1会議室

委任状、入札書を吹田市のホームページからダウンロードすること。

### 14 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

### 15 入札の辞退

入札参加資格確認申請書(様式1)を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

入札辞退届の様式は吹田市のホームページからダウンロードすること。

### 16 入札金額

**入札金額は仕様書に対する1ヶ月分の金額及びリース期間96か月の総額を記載すること。**

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額(100分の10)に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 17 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

### 18 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市土木部入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記8に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

#### 19 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。
- (4) 書類審査その他により、故意又は虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。

#### 20 誓約書の提出

落札者は、契約金額が500万円以上の場合は、契約締結時に、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式4)を提出すること。

#### 21 落札決定の取消し

(1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 入札心得書第11条第12号に該当する行為があったと認められるとき

エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

#### 22 契約の締結

契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

契約書に、翌会計年度以降の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除があり得るとする条件付解除条項を設けるものとする。

契約書条文は下記のとおり。

第23条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

## 23 契約の保証

落札者は、契約金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上に相当する額の契約保証を、次の各号に掲げるいずれかの方法により付さなければならない。なお、付された契約保証は、当契約に基づく債務の履行を確認した後に、還付するものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

## 24 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を中止又は延期することがある。

## 25 契約予定日

令和8年6月19日(金)

## 26 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 当公告の内容について変更の必要が生じた場合は、ホームページへ提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

## 27 問合せ先

〒565-0855

吹田市佐竹台1丁目6番3号

吹田市総合防災センター7階

吹田市 土木部 道路室

電話 (06) 6872-6114

メールアドレス doukan-douro@city.suita.osaka.jp